



ICANN GNSO知的財産部会の最新動向

株式会社ブライツコンサルティング

2012年11月20日

Brights[®]
Consulting

目次

1. トロントミーティング
2. IPCとは(前回のおさらい)
3. TMクリアリングハウスとは
4. IPCによる要求
5. 他グループからの反発
6. 今後の調整想定
7. 次回のICANNミーティング

1. トロントミーティング

第45回ICANN トロントミーティング



2012年10月18日のICANNパブリックフォーラムの様子

開催期間: 2012年10月14日～18日

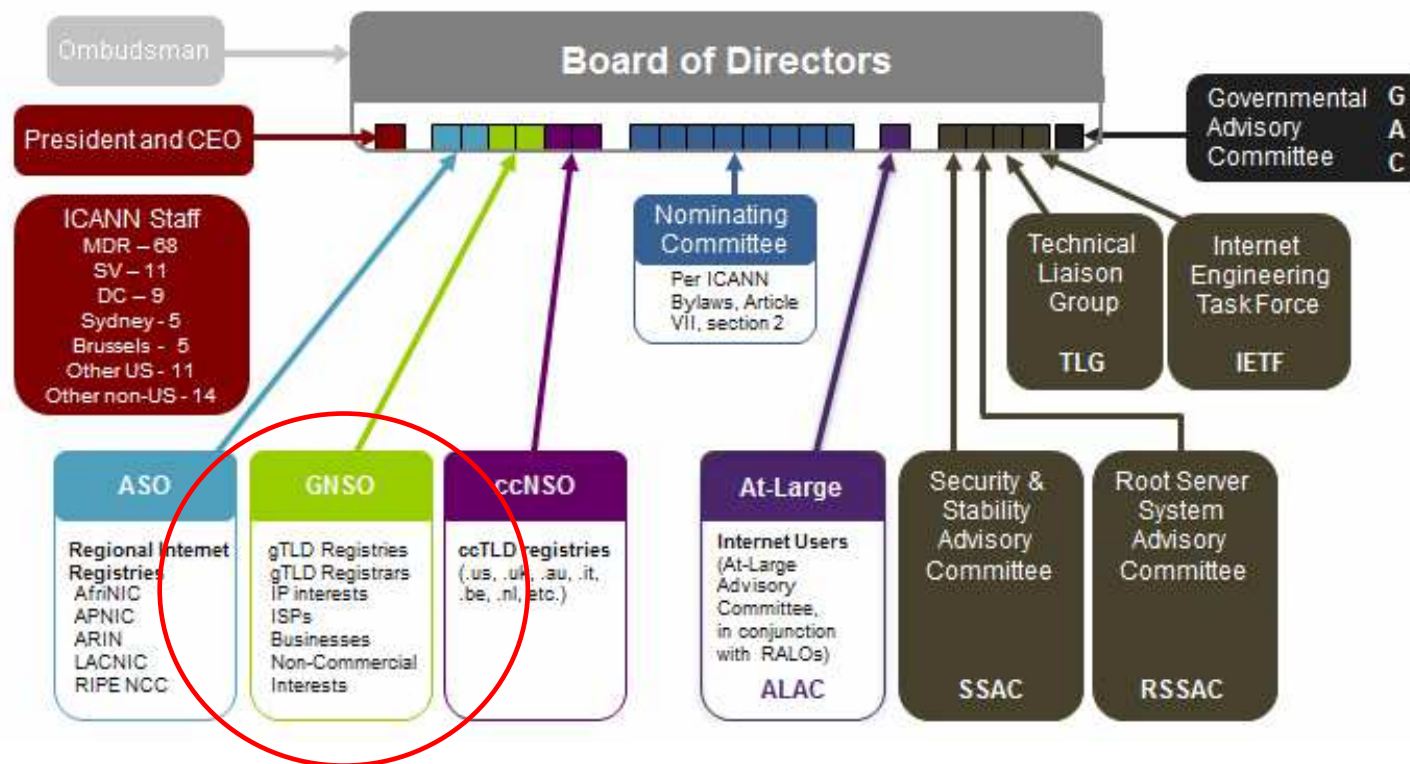
ハイライト: 新CEO・Fadi Chehadé氏就任後最初のICANNミーティング
Prioritization Draw
Trademark Clearinghouse

2. IPCとは

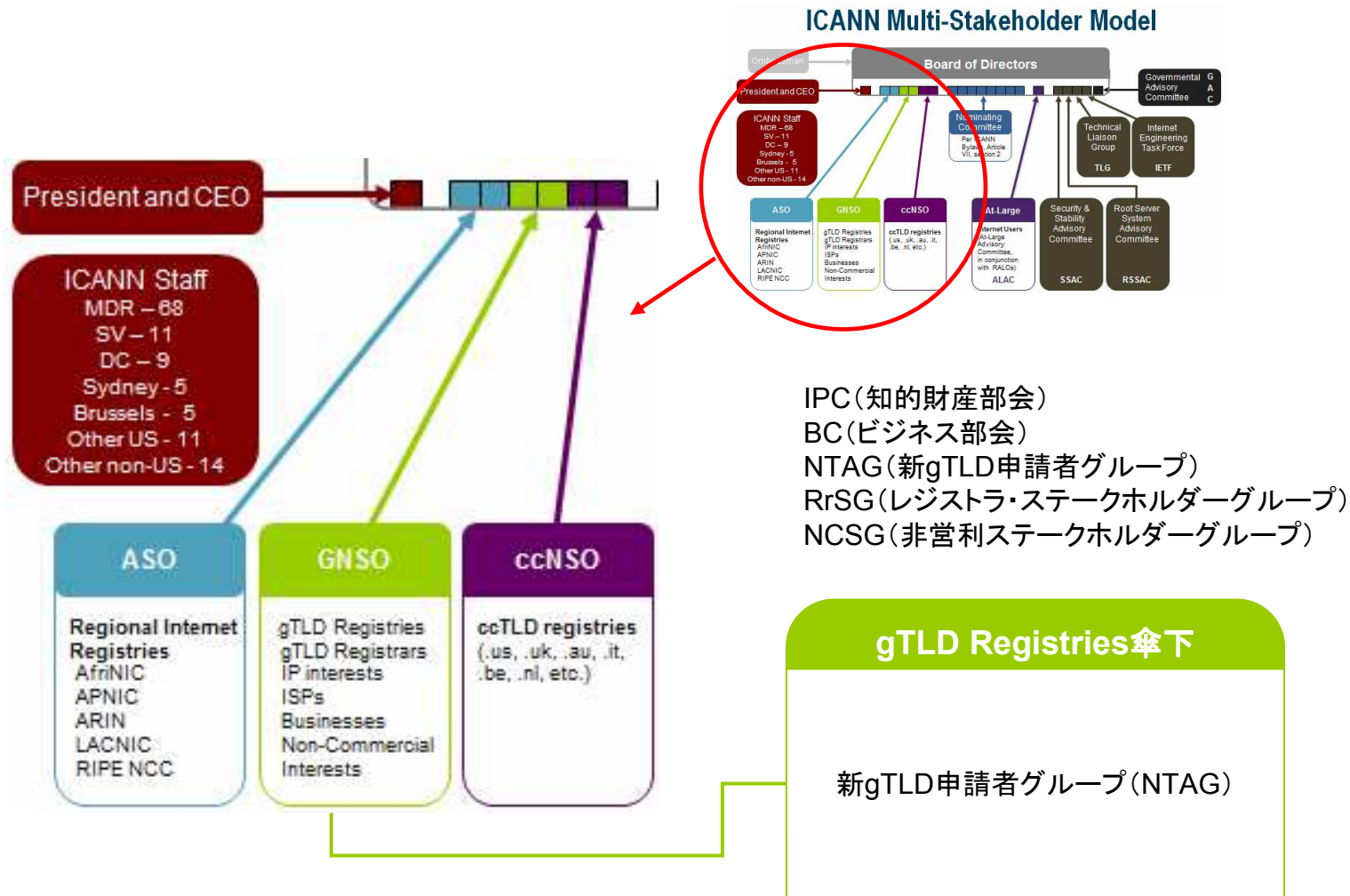
IPCのポジション ①

IPCとは: Intellectual Property Constituency(IPC)
GNSOの部会の一つ

ICANN Multi-Stakeholder Model



IPCのポジション ②



IPCとは

GNSOとは：

- Generic Names Supporting Organizationの略
- ICANNにある三つの支持組織の一つ
- gTLDに関するポリシー策定及びICANN理事会への勧告

IPCとは：

- Intellectual Property Constituencyの略
- GNSOを構成する六つの部会の一つ
- GNSOのドメインネームマネジメントポリシー策定等に関するアドバイスを行なう

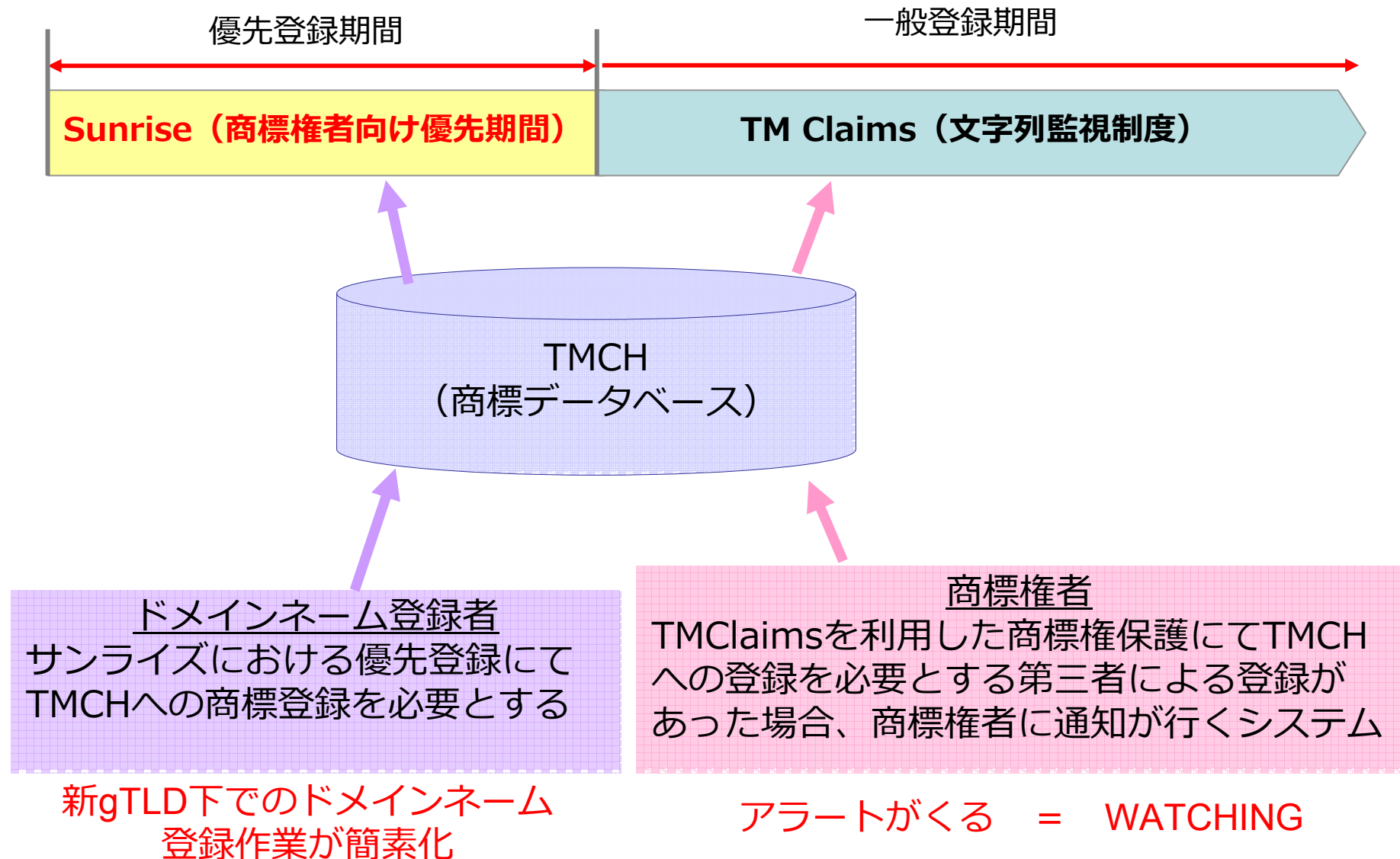
IPC組織構成

Officers	Steve Metalitz, President Kristina Rosette, Vice President Mark Partridge, Treasurer Stacey King, Secretary
GNSO Counsel Representatives	Brian Winterfeldt David Taylor (Europe)
Membership	1A - 知的財産関連企業など 1B - 個人 2 - 知財業界団体など 3 - 知的財産関連国際機関 (INTA) など

3. TM Clearinghouseとは

Trademark Clearinghouse とは

brand.com



Trademark Clearinghouse とは

- 商標権利保護制度の登録商標情報照合システム
- レジストリはシステムの導入が義務付けられている
- 登録商標権者はドメインネームの権利保護を目的として Trademark Clearinghouse に商標の登録が必要
- Trademark Clearinghouseプロバイダ
 - Deloitte、IBM
- 費用想定
 - レジストリ = システム導入費用
 - ドメインネーム登録者 = データベースへの登録費用

優先登録期間とは

優先登録期間とは：

- TLD新設時の商標権者向けドメインネーム優先登録期間
- 登録済商標を基にドメインネーム登録が行なわれる

TMCHでは：

- 登録された商標名と、ドメインネームの申請文字列照合をするためにTMCHが使われる

一般登録期間及びTM Claimsとは

一般登録期間とは：

- 新しく設置されたドメインネームの優先登録期間後に開始される、通常の登録期間
- 基本的には誰でもドメインネームの登録が可能となる、永続期間

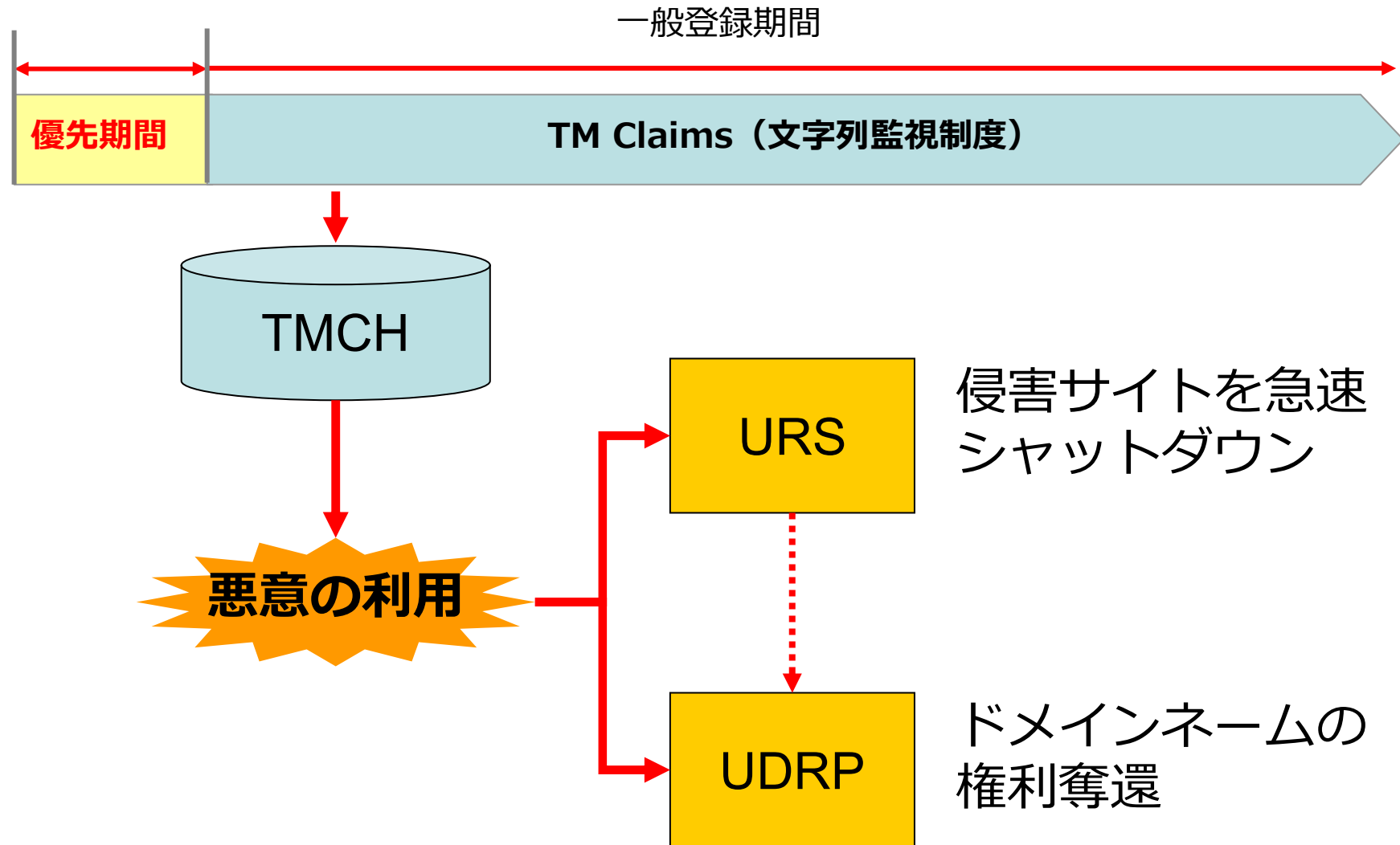
TM Claimsとは：

- 新gTLD運営より導入される新システム
- 「一般登録期間」にて商標権者が新gTLD下でドメインネームを登録しない際に有効となる権利保護メカニズム

TMCHに登録された商標名でセカンドレベルドメインネームの申請があった場合：

- 申請者に、第三者商標の権利侵害の可能性を通知
- ドメインネームが登録された場合、TMCHへ登録済みの
- 商標権者へ、第三者による登録の事実を通知

法的対応



URS (Uniform Rapid Suspension) とは

- 新しく導入される制度であり、ドメインネーム統一紛争解決処理方針（UDRP）より迅速かつ簡単な異議申立措置
- URSが認められた場合ドメインネームは凍結される
- しかし、異議申立人に権利移譲されるものではない
- UDRPと比較して異議申立費用が大幅に下がり、対応と解決が迅速となる
- 権利移譲を目的とする場合、UDRPでの対応が必要

侵害サイトが急速にシャットダウンされます

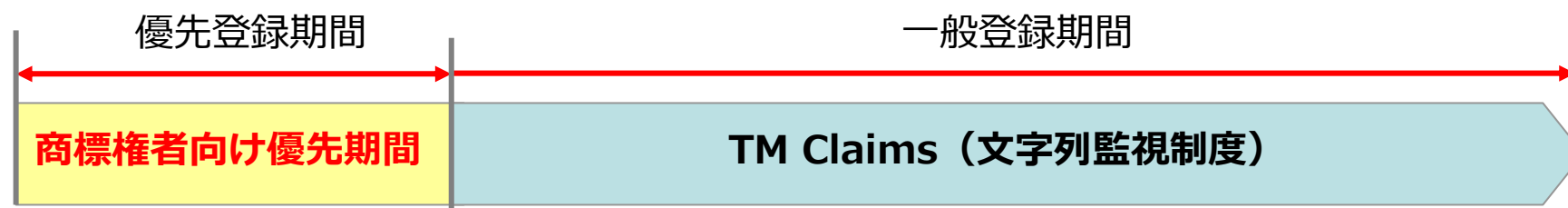
UDRP (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy) とは

- ドメインネーム統一紛争解決処理方針のことです。
- これまで運営されてきたTLD（.com、.netなど）下でのドメインネーム奪還をする際に必要とされる法的対応です。
- 該当ドメインネームの奪還をするには、これまでと同様、UDRPを行なう必要があります。

ドメインネームの権利を奪還することができます

4. IPCによる要求

IPCからICANNに対する8つの要求



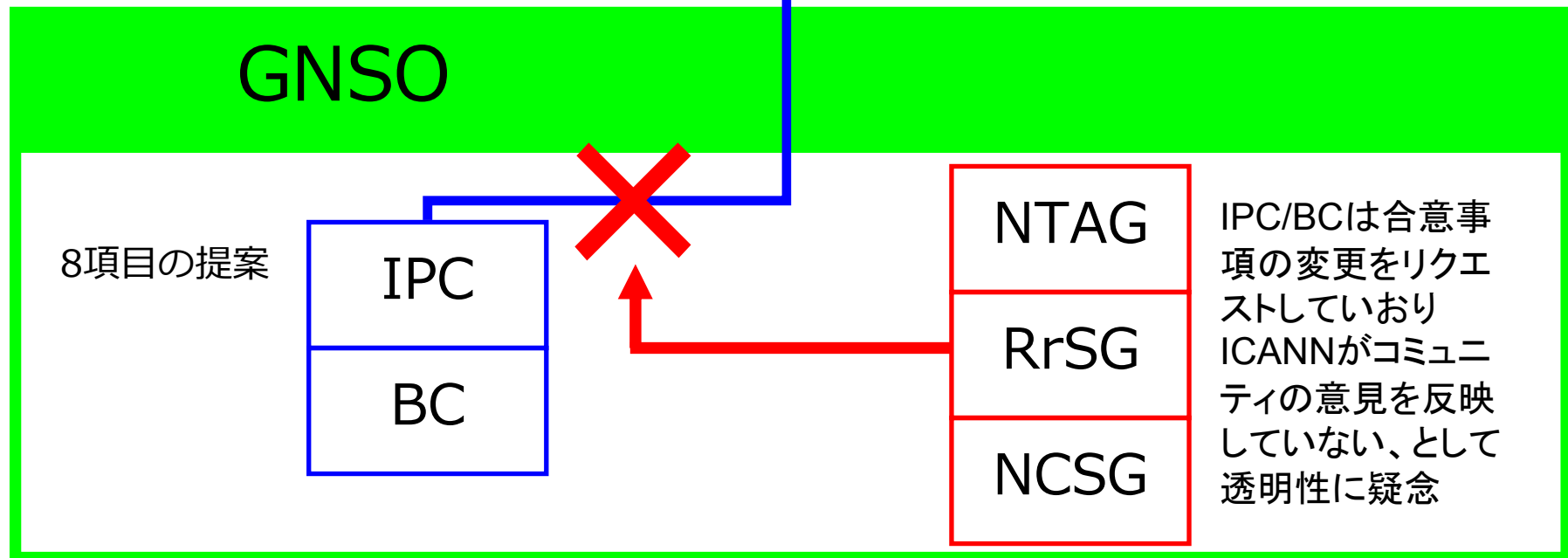
- 1 最低30日間→最低60日間
- 2 最低60日間→無期限
- 3 URSの便利性改善及び必要に応じたURS開始当初のICANNによる費用負担
- 4 商標のセカンドレベル登録を防ぐ措置を、相応の費用を基にすべてのレジストリにおいて導入する（完全一致及び悪意で登録・使用されたことがあると判断された文字列）
- 5 WHOISでレジストラントの連絡先を認証する
- 6 新gTLDを提供する全てのレジストラは、提供するgTLDの登録に対して、改正されたRAA（レジストラ公認契約）に準拠しなければならない
- 7 すべてのレジストリコミットメントへの準拠を必須とする
- 8 悪意の下登録や使用がされたことのある文字列を、TM Claimsの対象にすることでTM Claimsを拡大する

5. 他グループからの反発

反発構造



今後ICANNの意思決定は、IPCのような確実性のある組織を通して行わないといけない



IPC/BCは合意事項の変更をリクエストしておりICANNがコミュニティの意見を反映していない、として透明性に疑念

IPC・BCへの反対意見概要

- 新gTLD申請ガイドブックにて必須とされる権利保護メカニズムは、**コミュニティの合意に基づいて採用**されている（NTAG、RrSG、NCSG）
- 今回提案されたメカニズムの一部は、上記のプロセスにおいてもうすでに検討され、コミュニティによって過去に拒否された項目に当たる（NTAG）
- 新gTLD申請者に**想定外の経済的負担**をもたらす（NTAG）
- 今回提案された保護権利メカニズムは、Trademark Clearinghouse（TMCH）の導入に伴うものではなく、ポリシーの変更である。従って、ICANNが規定するポリシー展開プロセスを採用すべきである（RrSG）
- 今回の提案は、直接ICANNの幹部に伝えられており、コミュニティによる協議及びポリシー展開プロセスを採用していない。つまり、**透明性の問題が発生**している（NCSG）

6. 今後の調整想定

今後の調整想定

1	最低30日間→最低60日間
2	最低60日間→無期限
3	URSの便利性改善及び必要に応じたURS開始当初のICANNによる費用負担
4	商標のセカンドレベル登録を防ぐ措置を、相応の費用を基にすべてのレジストリにおいて導入する（完全一致及び悪意で登録・使用されたことがあると判断された文字列）
5	WHOISでレジストラントの連絡先を認証する
6	新gTLDを提供する全てのレジストラは、提供するgTLDの登録に対して、改正されたRAA（レジストラ公認契約）に準拠しなければならない
7	すべてのレジストリコミットメントへの準拠を必須とする
8	悪意の下登録や使用がされたことのある文字列を、TM Claimsの対象にすることでTM Claimsを拡大する

7. 最新動向

3項目削除

1	最低30日間→最低60日間
2	最低60日間→無期限
3	URSの便利性改善及び必要に応じたURS開始当初のICANNによる費用負担
4	商標のセカンドレベル登録を防ぐ措置を、相応の費用を基にすべてのレジストリにおいて導入する（完全一致及び悪意で登録・使用されたことがあると判断された文字列）
5	WHOISでレジストラントの連絡先を認証する
6	新gTLDを提供する全てのレジストラは、提供するgTLDの登録に対して、改正されたRAA（レジストラ公認契約）に準拠しなければならない
7	すべてのレジストリコミットメントへの準拠を必須とする
8	悪意の下登録や使用がされたことのある文字列を、TM Claimsの対象にすることでTM Claimsを拡大する

現在想定されているモデル

オリジナル

30-Day
Sunrise

60-Day
TM Claims

新モデル

30-Day
Notification

30-Day
Sunrise

90-Day
TM Claims

Optional
Claims

サンライズ（商標権者優先期間）前に30日間の告知期間を設ける

30日間のサンライズ登録期間（従来の想定と変わらない）

60日間で予定されていたTM Claims最低保持期間を90日とする

90日間のTM Claims終了後、6ヶ月または12ヶ月間第三者登録情報を受けられるシステム。別途費用発生

+

TMCHへ登録をした商標において、過去ドメインネーム仲裁もしくは裁判となり権利奪還をした文字列を含む50パターンTMCHのデータベースへ取り込む

想定モデルに対するIPCの意見

- Optional Claimsに関しては、6～12カ月間ではなく、「永続」とすることが望ましいと考えている
- IPCが押していたURSに関する提案は採用されなかった
- 保護商標と文字列50パターン（50パターン）であるが、数字はIPCによる提案ではない
- IPCは、50パターンに対して「ドメインネーム仲裁や裁判の結果奪還をしたもの」などの条件を付すことにより、**必ずしも商標権者が重要と考えるもの50パターンになるとは限らない**と想定している。
- ICANN/CEOであるChehade氏は、Optional Claimsの対象となるのは「無罪の侵害者」だと考える一方、IPCでは「真の侵害者」であり、そのためのメカニズムであると考えている。

8. 今後の予定

今後の取り組み

ICANNでは以下3点に関して11月中に電話会議を行うとのことです。

1. ステークホルダーグループからのさらなるフィードバックのレビューを行なう
2. TMCH案のたたき台に関する要素の一部または全てに関するスタッフの見解を伝える
3. TMCHの契約に関する連絡

次回のICANNミーティング

次回ICANNミーティング





**ご清聴誠にありがとうございました。
本日はお忙しい中、
お越しくださりありがとうございます。**